

## 枚方市立小中学校における 新型コロナウイルス感染症の陽性判明時の対応について

令和3年5月28日作成  
枚方市教育委員会

枚方市立小中学校において陽性者が確認され、校内での感染が疑われる場合、「陽性者が教職員の場合は当該校の全教職員にPCR検査を実施する」など、検査対象を拡大してPCR検査(学校PCR検査)を実施しております。

感染力が強い変異株の流行も踏まえ、教職員を対象にしたワクチン接種が終了するまでの間、学校PCR検査の検査対象を更に拡大するなど、クラスター発生の未然防止に努めてまいります。

### <臨時休校について> (従来どおり)

新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合に、校内感染を少しでも防止する観点から、必要な場合に臨時休業を行います。

- (1) 発症日又は検査日(発症していない場合)から2日前までに登校又は勤務していない場合  
速やかに消毒を行い、通常通り学校を運営いたします。
- (2) 発症日又は検査日(発症していない場合)から2日前までに登校又は勤務している場合  
原則として、陽性が判明した翌日から3日間臨時休業とします。ただし、濃厚接触者の有無、感染経路や感染拡大の状況等により、臨時休業期間を延長又は短縮することがあります。

### <学校PCR検査の実施について> (一部変更)

保健所の疫学調査による濃厚接触者だけでなく、以下の場合、学校PCR検査を実施します。具体的な対応については、個別の状況を総合的に判断し決定します。

なお、陽性者が、発症日又は検査日(発症していない場合)から2日前までに登校又は勤務していない場合、学校PCR検査は実施しません。

- (1) 1名の陽性者が確認された場合
  - ① 陽性者が「教職員」の場合  
【教職員】 全教職員  
【児童・生徒】 陽性者が担当する「学級、部活動、留守家庭児童会室」(以下学級等)に所属し、陽性者との接触が認められた児童・生徒
  - ② 陽性者が「児童・生徒」の場合  
【教職員】 陽性者の学級等を担当し、陽性者との接触が認められた教職員  
【児童・生徒】 陽性者の学級等に所属し、陽性者との接触が認められた児童・生徒
- (2) 1週間以内に2名以上の陽性者が確認された場合
  - ① 陽性者が「教職員」の場合  
【教職員】 全教職員  
【児童・生徒】 陽性者の学級等に所属する児童・生徒全員
  - ② 陽性者が「児童・生徒」の場合  
【教職員】 陽性者の学級等を担当する教職員全員  
【児童・生徒】 陽性者の学級等に所属する児童・生徒全員

#### <保護者へのお知らせ>（従来どおり）

- (1) 学校の再開は、上記の検査すべてにおいて「陽性者なし」が確認された後に行います。
- (2) PCR検査は、本人同意のもと、費用(検査料、検査判断料)は公費負担としますが、医療機関による診察などの費用については、公費の対象外となります。
- (3) 学習保障については、陽性確認された当該児童・生徒の症状等も勘案しながら、オンライン授業などにより学習保障を行います。また、学校の休業が長期化した場合も、同様に行います。
- (4) 給食は、学校再開に合わせて実施します。なお、給食費は学校の休業日や出席停止の日数分について返還します。

#### <保護者へのお願い>（従来どおり）

- (1) 児童・生徒がPCR検査を受診する場合  
受診した児童・生徒本人は、検査結果が判明するまで自宅待機をお願いします。
- (2) 児童・生徒本人に陽性が確認された場合の連絡について  
児童・生徒本人に陽性が確認された場合、本人及び兄弟姉妹が通う学校園、保育所等連絡していただき、保健所の指示に従って療養してください。
- (3) 児童・生徒本人が「濃厚接触者」とされた場合  
陽性者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を、健康観察期間として自宅待機とします。
- (4) 児童・生徒本人が「接触者」として行政検査を受けた場合  
検査結果が出るまで自宅待機をお願いします。検査で「陰性」となった場合は、翌日から登校は可能です。(2週間の自宅待機は必要ありません。)
- (5) 学校が休業している場合  
児童・生徒については、不要不急の外出を控えるようお願いします。

※児童・生徒のご家族の方については、児童・生徒本人の結果が判明するまで、「新しい生活様式」に沿った行動をお願いします。また、「児童・生徒本人の陽性」や「濃厚接触者」とされた場合は、同居者の行動自粛の有無を含めて保健所や医療機関の指導に従ってください。